

令和2年6月13日

「施設別最大利用人数の目安」を満たすための利用施設の変更について

(公財) アクロス福岡
施設サービスグループ

令和2年5月30日付け、「緊急事態宣言解除後のアクロス福岡の対応について」でご案内させていただきました内容について、下記のとおりガイドラインを定めさせていただきました。何卒ご理解、ご了承下さいますようお願いいたします。

【令和2年5月30日付ご案内内容より（以下「今回措置」といいます）】

「施設別最大利用人数の目安」の基準を満たすため、既にご予約されている施設から収容人数の多い施設に変更されることにより発生する利用料金（室料）の差額は請求しません。（ご利用日が令和2年7月31日迄のご予約分）

ただし、会議室とホールではご利用にあたっての備品等の考え方が異なります。例えば大会議室からイベントホールに変更される場合、照明費用（調光装置等）など、通常会議室では発生しない備品等をご請求させていただくことがあります。また事前の打ち合わせや消防署への申請が必要になることもありますので詳細は施設サービスグループまでお問合せ下さい。

利用施設変更についてのガイドライン

1. 施設利用料金（室料）の差額をご請求しないのは、令和2年5月30日以前にご予約をいただいていたものに限りです。
2. ご利用施設の変更は、当初のご予約と同一利用日に限らせていただきます。
3. 収容人数の大きな施設に変更されたご予約については、日程変更ならびに取消料金減免による取消申請はできません。
4. 5月30日付け「緊急事態宣言解除後のアクロス福岡の対応について」のご案内以前の利用施設の変更、または収容人数の多い施設のご予約については、今回措置の対象とはなりません。5月31日以降の変更に限らせていただきますのでご了承ください。
5. 1つの施設から複数の施設にご予約施設を増やす場合、今回措置の対象とはなりません。
例) 会議室701（通常定員18名）のご予約を、会議室701と会議室702（通常定員18名）にされる場合、会議室702の料金は規程通りご請求させていただきます。
6. 下記の施設に変更される場合は、ご利用日の14日前迄とさせていただきます。
 - ・福岡シンフォニーホール ・ イベントホール ・ 国際会議場
 - ・円形ホール ・ 交流ギャラリー ・ 大会議室※事前の打ち合わせ等が必要になるため。

7. 上記6. 以外の施設での変更についてはご利用日の2日前迄とさせていただきます。

・会議室 ・セミナー室 ・練習室

8. 備品等、施設利用料金（室料）以外のものは変更後の施設の規程が適用されます。

また施設によっては、事前の消防署への届けが必要となったり、会議室では発生しない照明費用等をご負担いただく場合があります。事前に見積をご提案させていただきますので、ご確認の上、施設変更をご検討下さい。

9. 上記手続きを行うために、別紙「施設変更料金減免申請書」に必要事項をご記入の上、弊社宛にFAXご提出ください。

○本件についてのお問合せ先

（公財）アクロス福岡 施設サービスグループ

TEL：092-725-9113／FAX：092-725-4621

令和2年 月 日

公益財団法人 アクロス福岡
館長 本田 正寛 殿

(申請者)
住所
団体(個人)名
代表者氏名
(担当者氏名
電話番号
印
)

施設変更料金減免申請書

このたびアクロス福岡において、下記の催事を開催する予定ですが、「施設別最大人数の目安」を満たすため、利用施設を変更することになりました。

つきましては、施設変更料金の減免をお願いしたく、下記事項を確認の上、申請します。

- 変更することにより「施設別最大人数の目安」を満たします。
- 利用施設変更後は、日程変更ならびに取消料減免による予約取消申請は行いません。
- 備品等、室料以外のものについては、変更後の施設の規程が適用されることに同意します。

記

1. 催 事 名 _____
2. 主催者名 _____
3. 開 催 日 令和 年 月 日()～令和 年 月 日()
4. 利用施設 (変更前)_____→(変更後)_____
5. 参加者数 _____人